# 令和5年度高知県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための 研修【特定の者】募集要項

### 1 研修の目的

平成24年4月1日から施行された介護職員等によるたんの吸引又は経管栄養(以下「たんの吸引等」という。)の制度化を受けて、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施します。

# 2 受講対象者

介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等(以下「介護職員等」という。)、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者を対象とします。

なお、経過措置対象者で通知の範囲に含まれない行為や、現在実施している以外の行為を行う 場合も、当該研修の対象とします。(参考資料1参照)

- ◎当該研修の受講対象とならない方は、以下のとおりです。
- ①医療機関、介護療養病床、医療型障害児入所施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員
- ②「不特定の者」に対して、たんの吸引等の行為を行おうとする介護職員等⇒「不特定の者」 の研修を受講 (参考資料2及び2-2を参照して決定)

# 3 受講にあたっての留意事項

依頼、準備等するもの	內容		
①指導者	受講者が実地研修を行う際、利用者の居宅等でたんの吸引等		
医師、看護師、保健師、助	を指導する方		
産師に限る。	※指導者は、利用者の状態を理解している者であること。		
※准看護師は含まない。	※研修受講が決定した介護職員に係る指導者は、指導者養成		
	研修を修了していること。		
②たんの吸引等の実地研	※現在たんの吸引等をされている方で、かつ、当研修を修了		
修に協力いただく利用者	した介護職員等にその行為を依頼する予定の方		
③利用者又は家族からの	実地研修において、たんの吸引等の実習に協力していただけ		
同意書	る利用者又は家族からの同意書		
④利用者のかかりつけ医	かかりつけ医等の医師から指導看護師等に対し、書面による		
の書面による指示書	必要な指示があること。		
⑤損害保険	実地研修の際に加入すること。		

4 研修内容

介護職員用

### (1) 基本研修の部

### ①研修日程等

口	日程	時間	場所
1	令和5年7月25日(火)~26日(水)		高知県立大学
			池キャンパス C209 教室
2	令和5年10月14日(土)~15日(日)	初日の受付	高知県立大学
		開始	池キャンパス C220 教室
3	令和5年12月2日(土)~3日(日)	9:00~	高知県立大学
			池キャンパス C220 教室
4	令和6年2月17日(土)~18日(日)		高知県立大学
			池キャンパス C220 教室

<sup>※</sup>場所は変更になる場合があります。

# ②研修内容等

	時間	内容	講師		
1月目	9:30~10:00	オリエンテーション	高知県立大学		
			准教授	川上	理子
	10:00~12:00	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	高知県立大学		
			助教	竹中	英利子
	13:00~16:00	たんの吸引等を必要とする重度障害児・者	高知県立大学		
		等の障害及び支援に関する講義	准教授	川上	理子
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義			
2月目	9:00~12:00	たんの吸引等を必要とする重度障害児・者	高知県立大学		
		等の障害及び支援に関する講義	准教授	川上	理子
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義	助教	竹中	英利子
	13:00~13:30	筆記試験			
	14:00~16:00	演習	高知県立大学		
			准教授	川上	理子
			助教	竹中	英利子
			助教	源田	美香

- ※1 講師は変更になる場合があります。
- %2 なお、研修 2 日目の終了時刻は 1 6 時を予定しておりますが、受講者数等の状況により、 $\underline{16$  時を過ぎる場合もありますので、ご注意ください。
- (注)研修受講にあたって、30分を超えて遅刻した場合は、受講を認めません。
- (注)研修受講にあたって、以下のテキストを購入していだくか、三菱 UFJ リサーチ&コンサル ティング株式会社HPよりダウンロードして印刷したものを持参してください。 なお、必ず最新版のテキストを持参するようにしてください。

#### ●テキスト:

「第三号研修(特定の者対象)のための喀痰吸引等研修テキスト」(中央法規出版株式会社) 又は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 HP:

「喀痰吸引等研修テキスト (第三号研修)」※指導者マニュアルではありません https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/11/houkatsu\_07\_5\_14.pdf

- (2) 実地研修の部
- ①研修日程等

利用者・指導者と調整した日時

②場所

利用者の居宅等

③講師

当該介護職員等が依頼した指導者

④研修の内容等:

口腔内喀痰吸引	
鼻腔内喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<ul><li>利用者に必要な行為を実施</li><li>指導者による評価により、問題ないと判断</li></ul>
胃ろうによる経管栄養	14号句による計価により、同題ないと刊例   されるまで実施
腸ろうによる経管栄養	これである。
経鼻経管栄養	

### |5 修了証明書の交付等 |

2日間の講義を受講いただく基本研修、及び実際に対象利用者に処置を行っていただく実地研修の両方を修了された方に対して、研修修了証明書を交付します。

実地研修については、研修終了後に「受講記録カード(黄色)」と「実地研修評価票」を提出してください。その内容を審査した後、研修終了証明書を発行します。

### 6 研修後の効果

本研修は、実地研修で行った「特定の者」に対する「特定の行為」のみに対して、ケアを行うことが可能になる研修です。実地研修の対象者以外の利用者には処置を行うことが出来ません。 また、研修を受けた内容以外の処置は行うことが出来ません。

- 【例1】実地研修で、A さんに対する口腔内のたん吸引を行い修了した。 ⇒A さんにのみ、口腔内のたん吸引のみが可能。B さんにはできない。
- 【例2】実地研修で、A さんに対する口腔内のたん吸引を行い修了した。

⇒A さんに口腔内のたん吸引のみ可能。鼻腔内たん吸引や経管栄養はできない。

当研修を受講・修了することで、直ちにたんの吸引等の行為を実施できるものではありません。 たんの吸引等を事業所の業として実施するには、事業者は、特定行為事業者として登録を行い、 介護職員等は、特定行為業務従事者としての登録が必要です。

# 7 申込みについて

(1) 申込期限 第1回 <u>令和5年 7月18日(火)まで(県庁必着)</u>

第2回 令和5年10月 6日(金)まで(県庁必着)

第3回 令和5年11月24日(金)まで(県庁必着)

第4回 令和6年 2月 9日(金)まで(県庁必着)

(2) 申込方法 上記研修日程について研修日の1か月前から申込みを受け付けます。

別添申込書に必要事項を記載の上、郵送にて申込んでください。

(3) 申込先 〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県障害福祉課 事業者担当 小松

TEL 088-823-9635

(4) 受講決定 受講決定者に対して研修開始日の概ね3日~5日前までに通知します。

(5) 受講費用 無料 (ただし、実地研修期間中の損害保険料は受講者(又は事業所等)の 負担となります。)

### 8 補則

この要項に定めるもののほか、当研修の実施に関し必要な事項は、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(特定の者対象)」(平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙)に定めるところによります。

# 9 連絡先

(研修の申込み、受講決定、修了証の発行に関すること)

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 担当 小松

TEL: 088-823-9635 FAX: 088-823-9260 Email: 060301@ken. pref. kochi. lg. jp

(基本研修の部の当日の緊急連絡先)

平日の研修時 高知県立大学 教育研究戦略課 健康長寿センター担当

TEL: 088-847-8815

土日の研修時 高知県立大学 准教授 川上理子研究室

TEL : 088-847-8718 (直通)

Mail: kawakami@cc.u-kochi.ac.jp

※研修中は対応できませんので、留守番電話等にお名前、ご連絡先の登録をお願いします。